

生活困窮者レスキュー事業から見えてくる 社会福祉法人・福祉施設のとるべき道

社会福祉法人弥栄福祉会

特別養護老人ホーム弥栄園 施設長 岩田 茂大 (老 - 32期、No.04441)



弥栄福祉会理事長岩田俊二は、大阪府の要望に応じて、昭和52年に、大阪府下で2番目、南大阪では初めてとなる身体障がい者の待望の施設として、泉佐野市に「身体障害者療護施設弥栄園」を開設した。基本理念は、「たとえ身体に障がいがあっても心の豊かな人間像をめざし、心と心のふれあいが処遇の原点である」と定めた。故あって昭和61年に府内熊取町に「身体障害者療護施設くまどり弥栄園」を新設したときは、入園者の自治会・家族会・職員にも今までの施設はそのまま継続して、入園者や職員は残って頂くよう説明したという。しかし入園者・職員の希望により、新施設と一緒に歩いて行くことになり入園者、家族の要望に応じて福祉事務所に措置変更を依頼したところ、どの福祉事務所からも反対がなく、入園者・職員・全員を連れて移転となった事は、大阪府にとっても施設にとつ



弥栄園全景

ても大変な出来事であった。

平成7年には入園者・家族会・熊取町の要望に応え、特養・ショートステイ・デイサービス・在宅介護支援センター・ヘルパー派遣事業を複合施設として設定し、園訓「真・正・明」を定めた。

平成24年度から筆者が特別養護老人ホーム弥栄園の園長を務め現在に至る。

地域の皆様のおかげで、地域と施設の接点になり、地域交流事業として、毎年、やさかふれあいのつどい、やさかサマーフェスティバル、バザー・チャリティーカラオケ大会等、多くの来園者に対して喜びを感じ、施設内での自治会・長生会役員会に自己決定を求め、家族会や地域に支えられ、施設は生きて動いていることの最大の喜びとして運営してきた。

1. 生活困窮者レスキュー事業の実践

さて、我が国は現在、貧困・虐待・孤立・自殺・DV(家庭内暴力)、ホームレス、ニートなどなかなか解決に至らない深刻な福祉課題・生活課題に直面している。中山間部や都市部においては、移動や生活物資の確保が困難である等日常生活に支障をきたしている地域が生まれている。これらの問題発生は様々な要因があり、少子高齢化、経済社会の変化等により家庭、地

域社会、企業等の相互扶助機能が急速に力を失ったことと強くかかわりがある。それら要援助者のニーズに対応していくための専門的援助として福祉サービス制度があり、今後も柔軟な運営や社会福祉の分野間の連携、他領域との連携を可能にする仕組み作りが必要となっている。

現状の生活課題のひとつとして、非正規雇用者や低収入の給与所得者の増加などによる生活困窮に陥るリスクが高い層の増加が挙げられる。それら生活困窮者への支援策として、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行される。

この自立支援法に先駆け、10年前より大阪府社会福祉協議会の大阪府老人施設部会は、社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)を行い、既存のセーフティネットでは支援しづらい生活困窮者への支援を行ってきた。

本事業は、失業、虐待、DV、けがや病気などが原因で生活に困っている人たちに対し、寄り添って訪問・相談を通じて必要な制度に繋ぐ生活相談活動である。どの制度にも適用しない場合や、食材の提供などの緊急を要する場合は社会福祉法人が資金を出し合ってつくっている社会貢献基金より経済的な支援を行えることが特徴である。

相談を受けた場合、社会貢献事業を円滑に推進しサポートすることを目的とし大阪府内の老人福祉施設に駐在している社会貢献支援員や、普段は老人福祉施設に勤務し必要に応じ相談事業を行っているコミュニティーソーシャルワーカー(以下CSW)が訪問し、既存の制度の利用可能性を検討したりしながら支援に繋げていくといった手順になっている。

2. 特養で取り組んだ母子家庭支援の事例から

当法人でもこの社会貢献事業に賛同し、事業発足当初から取り組んでいる。現在はCSWを2名(副園長と生活相談員が兼務)配置し、平成26年度7月時点で4件の支援を実施している。以下、離婚と転居により一時的に生活困窮に陥った母子家庭への支援事例を紹介する。

相談者は他県で結婚生活を送っていたものの、夫が仕事でのストレスからアルコール依存となり失業、経済的な不安もあり離婚をすることとなり3人の子供を連れて実家のある近隣の地域に戻ってくることとなった。

相談者は以前より派遣会社へ登録しており、転居後すぐに新しい職場で働くこととなっていたが、給料が手元に入るのは1か月先である。そのうえ公共交通機関での通勤が定められており、定期券の購入の必要があったが所持金も少なく、就労の準備をすることすらままならない状況になってしまったのである。

両親も経済的な支援をするほどの余裕はなく、困った相談者は市役所で相談をしたのだが、母子寡婦福祉資金の貸付制度は保証人を立てることができず有利子返済となってしまう。今後の生活が難しくなる可能性があるためにその利用は見送り、社会福祉協議会の生活資金の貸付を相談したが、転居後間もなく3か月の居住条件を満たすことができないため貸付ができないという答えであった。この一時的な困窮を乗り切れば自立した生活を送ることができると思った市役所の職員から社会貢献事業についての説明があり、当施設への相談に繋がった。

相談を受けたその日に施設のCSWが訪問し、役所の職員及び本人と面談を行った。その結果、就労準備資金以外にも、生活するのに必要な食料品も不足しがちな状況であったため、給料が手元に入るまでの間の交通費と食材及び日用品費について経済的援助をしながら、生活

を支援していくこととした。

今後は、食材等の購入などCSWと役所の職員で協力して同行での援助をしていくこととし、何かあれば相談をしてもらうように声かけを行い、母子での生活の新たなスタートを切ることが出来ようになった。現在も支援は継続中である。

3. 制度の隙間をうめる事業の必要性

生活保護制度や貸付制度等、生活困窮者が利用できる制度は多数あるが、どの制度も利用が困難な方が実際に存在している。今回取り上げた事例では社会貢献事業の利用を行ったが、今後、意志ある個人・組織が課題解決に果敢に取り組むという状況を生み出し、制度外の福祉サービス活動を開発・実施していくことが必要であるといえるのではないか。

制度外の福祉サービスを動かす力には、制度内の福祉サービスの変革及び新たな創設につながるダイナミックな働きが期待できる。

制度外の福祉サービスでは社会福祉関係者とともに住民・ボランティアの参加が不可欠である。先に述べたように現状の福祉課題・生活課題の多くは地域社会や家族の機能低下やつながりの喪失、社会的孤立といったこととかがわかりが深く、住民・ボランティアが地域での福祉活動を通して、要援助者と社会のつながりを再構築することが期待されている。この住民・ボランティアの活動は地域にもともと存在した助け合い・支えあいと繋がるものであり、また、まちづくり、地域づくりの活動とも繋がるものでもあり、さらに深刻な状態に至らないようにする予防機能も持つことに注目する必要がある。

4. 社会福祉法人として取り組む意義

介護保険制度がはじまり、介護サービスが措置制度から契約による利用へと変わり、営利法人はじめ様々な経営主体が参入し、社会福祉

法人とそのほかの経営主体との違いが不明確になった。また社会福祉法人に対しては、長年の措置制度のもと、施設運営、行政からの委託事業が中心で、地域の福祉課題への自主的な取り組みが希薄になっているという批判もある。戦前、国の制度が十分整備されていない中、社会事業家と呼ばれる人々は、地域の福祉課題を解決するため社会福祉施設、社会福祉法人を作り先駆的に取り組んできた。社会福祉法人の存在感を改めて示すためには、社会福祉施設経営、介護保険事業経営だけでなく、社会福祉法人が有する施設機能、専門性やノウハウを活かして地域の福祉課題に積極的に取り組み、他の経営主体との違いを明確に示す必要がある。

今改めて社会福祉法人制度創設の理念に立ち返り、社会福祉法人として期待に応えるため、公益性のある事業を開拓して展開させるところに使命があると言わねばならない。

社会貢献事業に施設長として関わり、身近な地域でも様々な理由から日々の生活に苦しんでおられる住民がいることに改めて驚きを感じている。社会福祉法人が地域の社会福祉資源として役立っていくためにも、できるだけ地域・地域住民とのコミュニケーション、交流の機会を増やし、声なき声を聴き、目に見えないもの、顕在化しにくいものを目に見えるかたちへと変えていく努力が大切だと考えている。

当園の園訓「真・正・明」にあるように、どのような方にも真心をもった対応をし、地域から必要とされ、また地域とともに歩んでいきたいと思う。

